

放課後児童クラブ

(1)趣旨

井手町放課後児童健全育成事業は、井手町立小学校に在学する児童で、下校しても保護者の労働又は疾病等の理由により昼間保護者が不在となる児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の安全と心身の健全な育成を図ることを目的とする。

(2)対象児童

井手町立小学校に在学する新1年生から新4年生までの児童で

- ①保護者が、労働により昼間不在となるため、家庭での適切な保護が受けられない児童
- ②保護者が、疾病又は出産その他やむをえない事情により、家庭での適切な保護が受けられない児童
- ③その他教育長が保護を認める児童

(3)開設日及び開設時間

4月1日より翌年3月末までの日。ただし、次に掲げる日を除く。

- ①日曜日
- ②国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ③12月29日から翌年の1月4日までの日(第2号に掲げる休日を除く。)
- ④3月29日から3月31日まで

開設区分	開設時間
①月曜日から金曜日	13:00～18:00
②土曜日	8:30～18:00
③春・夏・冬季学校休業日	8:30～18:00
④その他の学校休業日	8:30～18:00

- ⑤その他教育長が必要と認める日

(4)放課後児童クラブ及び入会定員

施設名	定員	電話番号
井手町立井手小放課後児童クラブ (井手町大字井手小字野神38番地)	40人	82-5504
井手町立多賀小放課後児童クラブ (井手町大字多賀小字内垣内20番地)	40人	82-5252

(5)費用

①施設利用料

区分	児童クラブ施設利用料の算定基準	児童クラブ利用料(月額)	
		1人目	2人目以降
1	前年分の所得税が5万円以上の世帯	5,000円	2,500円
2	前年分の所得税が5万円未満の世帯	4,000円	2,000円
3	前年度分住民税のみ課税の世帯	2,500円	1,500円

4	前年度分住民税が非課税の世帯	1,000 円	500 円
5	生活保護(要保護)、準要保護世帯	0 円	0 円

②おやつ代として、月額 1,000 円徴収。

③傷害保険料として、600 円徴収。

★ 問い合わせ 井手町教育委員会社会教育課 (Tel 0774-82-5700)